

# 川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について(概要)

## 1 目的・背景

●川崎市では、国の環境基本法制定に先んじ、平成3(1991)年に「川崎市環境基本条例」を制定するとともに、他都市に先駆け、環境行政の基本指針となる「川崎市環境基本計画」を策定(平成6(1994)年策定、平成23(2011)年全面改定)

●現行計画(平成23(2011)～令和2(2020)年度)は、他の分野別計画と一体となって、総合的かつ計画的に推進してきた結果、温室効果ガス排出量の削減、ごみ排出量の減少、緑の保全・創出・育成、大気環境の改善など全体として概ね順調に取組が進捗

●一方、環境・経済・社会の複合的な課題や、気候変動など地球規模の環境の危機的状況に加え、少子高齢化や人口減少等環境行政を取り巻く状況が大きく変化

●このような状況を踏まえ、国は第五次環境基本計画を平成30(2018)年4月に閣議決定

➡ **社会状況の変化等に的確に対応し、持続可能なまちづくりを一層推進するため、「川崎市環境基本計画」の改定が必要**

## 2 現行計画の概要等

位置づけ	・川崎市環境基本条例第8条に基づき策定 ・総合的な環境行政制度の中心で環境面に係る指針 ・地球温暖化防止やごみ、緑、大気など環境各分野の上位計画
計画期間	平成23(2011)年度～令和2(2020)年度【10年間】
めざすべき環境像	環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき
環境政策	「地域から地球環境の保全に取り組むまちをめざす」など(6)
重点分野	「地球温暖化・エネルギー対策の推進」など(8)
基本的施策	施策の方向(19)、施策の柱(49)、施策の小柱(116)、指標(77)
環境配慮指針	地域別(3)、主体別(3)、事業別(14)

めざすべき環境像	6つのまちの姿 (環境政策)	環境要素	環境項目	重点分野	重点課題	基本的施策				環境配慮指針
						19の施策の方向	施策の柱	小柱	指標	
環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき	地域から地球環境の保全に取り組むまち	3	6	1	1	4	9	21	6	地域別 3 主体別 3 事業別 14
	環境にやさしい循環型社会が営まれるまち	1	1	1	1	2	5	11	6	
	多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち	5	14	1	4	4	12	30	19	
	安心して健康に暮らせるまち	7	13	2	2	4	10	36	29	
	環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち			1	1	2	5	5	6	
	多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち			2	2	3	8	13	11	

## 3 改定のポイント

### ①「地球環境都市かわさき」をめざした取組の推進

●現行計画に基づく取組の推進により、環境改善が図られてきたが、地域環境の問題への対応が引き続き必要な状況であるとともに、喫緊の課題である地球温暖化に伴う気候変動など、地球規模の環境問題への対応が必要である。

●川崎市は、これまで様々な環境問題について、全国に先駆けて市民・事業者・行政が一体となって取組を進め、環境意識の高い市民・事業者が多くいる。

●産業振興・イノベーションを推進する基盤があるとともに、多くの環境技術・産業が集積しており、優れた潜在力がある。

●このような川崎市の強みと特徴を活かし、**地域の環境のみならず、地球規模の環境課題の解決に向け、大きく貢献する「地球環境都市かわさき」をめざした取組を推進する。**

### ②環境分野におけるSDGs(持続可能な開発目標)の考え方の活用

●環境・経済・社会の複合的な課題や、少子高齢化、人口減少等、環境行政を取り巻く状況は大きく変化している。

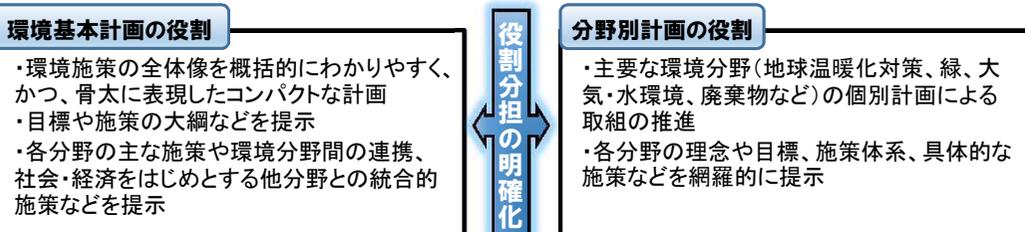
●このような状況を踏まえ、**SDGsの考え方を活用し、環境に係る取組が、防災対策や産業振興、健康維持等の多様な課題の解決にも貢献する取組を推進する。**



【SDGsの17のゴール】

### ③環境基本計画と分野別計画の役割の明確化

●地球温暖化対策や緑、ごみなど、分野別計画が充実してきていることを踏まえ、環境基本計画と分野別計画の役割を明確化し、市民・事業者と目標や施策を共有する上で、**わかりやすく骨太に表現したコンパクトな計画を策定する。**



【川崎市環境基本計画と分野別計画の役割】

★ 計画期間 令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間

# 川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について(概要)

## 4 施策体系

### 計画の理念

めざすべき  
環境像

豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ

基本方針

- ① 力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む
- ② 川崎の潜在力を活かし、環境イノベーションの推進を図る
- ③ これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ

計画の柱

脱炭素化

自然共生

大気や水  
などの  
環境保全

資源循環

### 基本的施策

基本方針に基づく  
横断的・総合的な施策

- ① 環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進  
〔複合的な視点による環境施策の展開、緩和策・適応策の推進、防災・減災対策の推進〕
- ② 地域資源を活用した環境イノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献
- ③ 環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化

計画の柱を支える施策

脱炭素化を見据えた地球環境の保全に取り組む

地域からの地球温暖化対策の推進

再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用

気候変動の影響への適応

環境配慮指針

都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む

緑の保全・創出・育成及び活用

水と緑のネットワークの形成・充実

生物多様性の保全

環境配慮指針

快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む

良好な大気環境の保全及び共創

良好な水環境の保全及び共創

適正な化学物質管理の推進

環境配慮指針

環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む

2R(リデュース・リユース)の更なる推進

リサイクルの促進や有効利用

安全かつ安心な生活環境づくりの推進

環境配慮指針

計画の  
推進

計画の推進方針、推進体制、進行管理等

# 川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について(概要)

## 5 めざすべき環境像

市民・事業者等の意見や社会状況の変化等を踏まえ、次の考え方に基づき、改定計画の「めざすべき環境像」を設定する。

### 【考え方】

- 気候変動への影響など、地球規模の環境課題が一層深刻化するとともに、人口減少や少子高齢化など社会状況が大きく変化
- 川崎市には、公害問題や緑地等の保全など、様々な環境問題について、全国に先駆けて市民・事業者とともに取組を進めてきた協働・連携の実績と、蓄積された高度な環境技術・経験があり、市民・事業者・行政が一体となって、地球環境の改善に貢献する取組を推進
- これまでの取組を踏まえ、将来にわたって市民が生活の中で川崎にある環境の豊かさを実感できるまちづくりを推進することが必要

### めざすべき環境像

## 豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ

「地球環境都市」とは、①「市民一人ひとりが、環境から多大な恩恵を受けていること、環境に対し負荷を与えていることを認識しながら、多様な主体との協働・連携により、持続可能なまちづくりに取り組んでいる都市」、②「蓄積された高度な環境技術・経験を活かし、技術と社会の革新に寄与していく『環境イノベーション』の実現に向けた取組が進められている都市」、③「地域の環境保全のみならず、地球規模の環境課題の解決に向け、大きく貢献している都市」のことをいい、環境先進都市である川崎市がめざすべき新たな都市の姿を示したものである。

## 6 基本方針

「めざすべき環境像」の実現に向け、今後約10年間の取り組むべき改定計画の基本方針を、次のとおり設定する。

### 【基本方針】

#### ①力強くしなやかで持続可能な都市づくりに取り組む

- ・気候変動への影響や、少子高齢化、人口減少など、環境分野でも社会状況の変化等に対応した取組が必要
- ・持続可能な都市づくりに向け、複合的な視点による環境施策の展開や緩和策・適応策の推進、環境分野の防災・減災対策など、統合的な取組を推進

#### ②川崎の潜在力を活かし、環境イノベーションの推進を図る

- ・川崎の強みと特徴である蓄積された高度な環境技術・経験を活かし、産業集積による新技術・新製品の創出・普及を積極的に推進
- ・ICT(情報通信技術)を積極的に活用し、様々な地域環境の情報の見える化や、シェアリング・エコノミーの促進など、市民や事業者の新たな環境配慮につながる仕組みづくりを進めるとともに、環境技術を活かした国際貢献などの取組も併せて推進

#### ③これまで培った「協働の精神」を次の世代へ引き継ぐ

- ・これまで、各主体が互いに尊重し、対等な関係に立って協力して環境問題への解決に取り組むことにより培った「協働の精神」を、将来の世代に継承し、多様な主体との協働・連携による取組を推進
- ・同時に、身近な環境保全活動の促進等を通じ、地域コミュニティの活性化や、地域における共生意識の醸成といった取組を推進

## 7 計画の柱

環境基本条例第8条第2項第1号に基づき、改定計画が対象とする環境要素を、次のとおり環境の各分野の取組の方向性を示した「計画の柱」として位置づけ、目標を設定するとともに、進捗を把握するため、指標を設定する。

脱炭素化	自然共生	大気や水などの環境保全	資源循環
<p>【目標】:温室効果ガス排出量を最終的に実質ゼロにすること(脱炭素化)の実現を見据え、地球環境の保全に向けた取組が進められていること</p>	<p>【目標】:緑の保全、創出、育成及び活用が進められ、水と緑のネットワークが市域全体に広がり、生物多様性が確保されるなど、都市と自然が調和した自然共生社会の構築に向けた取組が進められていること</p>	<p>【目標】:大気や水などのきれいさや安全性が守られているとともに、化学物質の環境リスクが低減されるなど、良好な地域環境の保全に向けた取組が進められていること</p>	<p>【目標】:リサイクル(再生使用)はもとより、より環境負荷が少ない2R(リデュース(発生抑制)・リユース(再使用))の取組に重点を置き、限りなくごみをつくらない、循環型社会の構築に向けた取組が進められていること</p>
<p>【指標】:温室効果ガス排出量、再生可能エネルギー導入量</p>	<p>【指標】:緑地(樹林地・農地)の保全面積、公園緑地面積、市街地における緑化地面積</p>	<p>【指標】:環境基準等の達成状況など((仮)大気・水環境の基本計画の検討状況を踏まえ設定)</p>	<p>【指標】:市民1人あたりの1日ごみ排出量、ごみ焼却量、資源化率(家庭系)</p>

# 川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について(概要)

## 8 計画の理念イメージ図

本図は、めざすべき環境像や基本方針、計画の柱のそれぞれの関係等を踏まえ、改定計画の理念をイメージ化したものである。



## 9 基本的施策①

基本方針を踏まえるとともに、複合的な課題の解決にも寄与することを見据え、次の3つの施策を基本方針に基づく横断的・総合的施策として位置づけ、取組を推進する。

### 環境施策を通じて多様な課題に応える地域づくりに向けた取組の推進

- ・複合的な視点による環境施策の展開
- ・緩和策・適応策の推進
- ・防災・減災対策の推進

### 地域資源を活用した環境イノベーションにつながる取組の推進と国際社会への貢献

- ・地域資源を活用した環境イノベーションにつながる取組の推進
- ・国際貢献の推進

### 環境教育・学習の推進と多様な主体との協働・連携の充実・強化

- ・環境教育・学習の推進
- ・多様な主体との協働・連携の充実・強化

## 10 基本的施策②

計画の柱を支える環境の各分野の基本的施策を次のとおり設定する。また、環境基本条例8条第2項第3号に基づき、環境配慮指針を設定し、わかりやすく、かつ各主体の環境配慮行動に結び付くよう、主体別に具体的行動例を記載する。

脱炭素化を見据えた地球環境の保全に取り組む	都市と自然が調和した自然共生社会の構築に取り組む	快適に暮らせる大気や水などの環境づくりに取り組む	環境への負荷が少ない循環型社会の構築に取り組む
地域からの地球温暖化対策の推進	緑の保全・創出・育成及び活用	良好な大気環境の保全及び共創	2R(リデュース・リユース)の更なる推進
再生可能エネルギー等の導入とエネルギーの最適利用	水と緑のネットワークの形成・充実	良好な水環境の保全及び共創	リサイクルの促進や有効利用
気候変動の影響への適応	生物多様性の保全	適正な化学物質管理の推進	安全かつ安心な生活環境づくりの推進

## 11 計画の推進

- (1) 推進体制  
市民・事業者など多様な主体との協働・連携の体制の充実を図るとともに、組織横断的な市の推進体制を整備し、環境施策及び環境行政を総合的かつ計画的に推進
- (2) 進行管理  
指標の達成状況、施策の実施状況等について年度ごとに評価・進行管理を行うとともに、進捗をとりまとめた年次報告書を作成・公表